

令和3年度屋久島町生活支援コーディネーター職員（会計年度任用職員）
募集要項

1 任用根拠及び募集人員並びに応募資格

(1) 任用根拠：パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号）

(2) 募集人員：

1名

(3) 応募資格

①地域の活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体と連携調整できる者

②当町に住所を有する者、又は任用前日までに転居予定者であること

③普通自動車の運転免許を保有し、自動車の運転ができる者

④次のいずれかに該当する者は、応募できません。

ア．禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ．屋久島町の職員として懲戒処分の処分を受け、その処分の日から2年を経過していない者

ウ．反社会的勢力（暴力団等）の構成員である者、又は反社会的勢力と密接な関係がある者

2 選考の方法及び内容

(1) 書類審査及び面接（個別面接の日時等は、後日連絡します。）

(2) 選考結果

合否は面接選考受験者全員へ文書で通知します。

※応募用紙に虚偽の内容が記載されていた場合は、合格を取り消すことがあります。

3 第2次選考合格から任用まで

最終合格者は、令和3年6月1日付任用とします。

4 業務内容及び勤務場所等

(1) 業務内容及び勤務場所

①業務内容

ア．生活支援コーディネーター業務全般

イ．その他、所属長が指示する事項

②勤務場所

本庁舎を拠点として町内全域で活動します。

(2) 任用期間

令和3年6月1日から令和4年3月31日までです。

年度を越えての更新はありませんが、任期ごとに面接や従前の勤務実績に基づく客観的な能力実証を行ったうえで、2回までは公募によらず、再度任用されることが

あります。

(3) 身分等

屋久島町生活支援コーディネーター（会計年度任用職員）として任用されます。

(4) 勤務日等

就業日時	原則、毎週月曜日から金曜日の間 1日の勤務時間は、休憩時間を除き7時間45分 午前8時30分から午後5時15分 月に10日以下の勤務 ※休日出勤、時間外勤務を命じる場合があります。
代休	就業日又は就業時間外に従事した場合は、その従事した日数及び時間に応じて代休を取得することができます。
休憩時間	原則正午から午後1時まで。
勤務しない日	原則、毎週土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日。

(5) 給料・手当等

給料額は、屋久島町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例に基づき、実務経験や職責等を考慮の上、決定します。

日額：8,114円

※人事院勧告に伴う給料表の改定により、報酬額等が改定される場合があります。

※その他、期末手当、費用弁償（自宅から勤務地までの距離に応じた往復分）がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(6) 社会保険等

公務災害補償の適用あり。

(7) 休暇・特別休暇等

年次有給休暇他あり。別途規則で定めるとおりとする。

(8) 服務

地方公務員法に規定する服務に関する規定（守秘義務、信用失墜行為の禁止、職務専念義務、政治的行為の制限など）が適用されるとともに、非違行為等あった場合には懲戒処分の対象となります。

6 応募手続及び受付期間

屋久島町生活支援コーディネーター応募申込書は、健康長寿課又は各出張所で交付を受けるか、屋久島町ホームページからダウンロードすることができます。

(1) 提出書類

屋久島町生活支援コーディネーター申込書

※申込書には、申込日前6か月以内に撮影した上半身脱帽正面向（縦：36～45mm、横24～35mm）の写真を貼り付けること。

※直筆で記入すること。

(2) 提出先

〒891-4207 屋久島町小瀬田849番地20

屋久島町役場 健康長寿課 地域支援係

地域支援係 TEL0997-43-5900（内線142）

※郵送で申し込むときは、封筒の表に「応募申込書在中」と朱書きしてください。

(3) 応募申込みの受付期間及び受付時間

受付期間

令和3年4月12日（月）から5月10日（月）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

※郵送の場合は、令和3年5月10日（月）地域支援係まで必着です。

(4) その他

提出された書類は、合否結果にかかわらず返却しませんので、ご了承ください。

7、応募、お問い合わせ先

屋久島町役場健康長寿課地域支援係

〒891-4207 熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20

電話番号：0997-43-5900（内線142）